簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成22年6月4日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局多治見砂防国道事務所長　今井　一之

1　業務概要

（1）業 務 名　平成22年度木曽川水系馬場沢第１砂防堰堤土地評価（電子入札対象案件）

（2）業務内容

本業務は、多治見砂防国道事務所が施行する木曽川水系馬場沢第１砂防堰堤工事に必要な用地を取得するため土地評価を行うものである。

（3）履行期限　平成22年9月30日

（4）入札方式等

本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。

電子入札システムで使用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp/　「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所　経理課
〒507－0023　岐阜県多治見市小田町４丁目８－６
TEL 0572-25-8021　FAX0572-25-7997
まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

2　指名されるために必要な要件

（1）参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を受けていること。

③　中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

④　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ａ）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ｂ）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ｃ）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ａ）又はｂ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑤　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※　②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 業務拠点に関する要件

岐阜県内、愛知県内、長野県木曽郡、飯田市、下伊那郡のいずれかに営業拠点等を有するものでなければならない。

※　営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、土地評価部門に係る補償業務

(4) 配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、補償業務管理者については、あらかじめ登録規程に基づく当該部門の登録を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該部門の登録を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に登録規程に基づく当該登録部門に係る登録（新規・更新・追加）申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに登録を受け、登録通知書の写しを提出しなければならない。

なお、指名通知の日は別表③の日を予定する。

・登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門に係る補償業務管理者
・社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年理事会決定、以下「実施規程」という。）第3条に掲げる土地評価部門に係る補償業務管理士

(5) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

予定主任担当者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種業務において、1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

同種業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、土地評価部門に係る補償業務

(6) 配置予定主任担当者の手持ち業務に関する要件

1）平成22年6月4日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年6月4日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

2）本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が１）に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該配置主任担当者と同等の同種業務実績を有する者

② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者

③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

3）本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任担当者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定主任担当者の経歴等」及び「予定主任担当者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

① 配置予定主任担当者と同等の同種業務実績を有する者

② 配置予定主任担当者と同等の技術者資格を有する者

③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における主任担当者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

① 再委託の内容が、主たる部分の場合。

② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(8) 参加表明者のその他の要件

参加表明者は、次の事項に該当しないこと。

① 平成22年度単価契約多治見砂防国道事務所砂防事業鑑定評価業務（その１）を受注した場合。

(9) 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、参加表明者の同種業務の実績並びに配置予定技術者の経験及び能力等をを勘案し、10社程度指名するものとする。

指名通知の日は別表③の日を予定する。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒507－0023　岐阜県多治見市小田町４丁目８－６

国土交通省　中部地方整備局　多治見砂防国道事務所

TEL　0572-25-8021　FAX 0572-25-7997

メールアドレス：keitajim@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書の交付期間：別表①のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「ＨＰ」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

ＨＰアドレス： http://www.cbr.mlit.go.jp

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、技術資料作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、「電子入札システム」による交付を受けることが出来ない場合は、3 (1) の担当部局まで連絡し指示に従うこと。

(3) 参加表明書の提出期間及び提出先

電子入札システムにより提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

・提出期間：別表②のとおり。

・提 出 先：3 (1) と同じ。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により多治見砂防国道事務所経理課まで持参すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

4　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除。

②　契約保証金　免除。

(3) 入札の無効　本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法　予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否　要。

(6) 関連情報を入手する為の照会窓口　上記3 (1) に同じ。

(7) 本案件は資料提出、入札を電子入札で行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(8) 参加表明書等に対する留意事項

参加表明書等の提出がない場合又は2 (1) ④の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(9) 詳細は入札説明書による。

別表

①	入札説明書の交付期間	平成22年6月4日から 平成22年6月25日まで
②	参加表明書の提出期間	平成22年6月7日から 平成22年6月11日までの10時から16時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	指名通知の日	平成22年6月18日
④	入札書の受付期間	平成22年6月24日10時00分から 平成22年6月25日16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成22年6月28日10時00分 多治見砂防国道事務所入札室

入札説明書

中部地方整備局多治見砂防国道事務所の「平成22年度木曽川水系馬場沢第１砂防堰堤土地評価」に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．手続開始の公示日　平成22年6月4日

２．契約担当官等

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局多治見砂防国道事務所長　今井　一之
岐阜県多治見市小田町４丁目８－６

３．業務概要

(1) 業 務 名　平成22年度木曽川水系馬場沢第１砂防堰堤土地評価（電子入札対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、多治見砂防国道事務所が施行する木曽川水系馬場沢第１砂防堰堤工事に必要な用地を取得するため土地評価を行うものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

用地調査

・打合せ協議	１業務
・現地踏査	１業務
・地域区分及び標準地選定等業務　１地域	１業務
・標準地価格の算定　取引事例比較のみ	１標準地
・各画地への評価格算定	１１画地

(4) 履行期限　平成22年9月30日

(5) 資料等の提出方法

本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。

電子入札システムで使用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp/　「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所　経理課
〒507－0023　岐阜県多治見市小田町４丁目８－６
TEL 0572-25-8021　FAX 0572-25-7997
まで持参により提出すること。
・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

4．指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における補償関係コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合。

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

b）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

c）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記a）又はb）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、

当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 業務拠点に関する要件

岐阜県内、愛知県内、長野県木曽郡、飯田市、下伊那郡のいずれかに営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等を有していることをいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、土地評価部門に係る補償業務。

(4) 配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有し、かつ、不動産鑑定士の資格を有すること。

なお、補償業務管理者については、あらかじめ登録規定に基づく当該部門の登録を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該部門の登録を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書の提出時に登録規程に基づく当該登録部門に係る登録（新規・更新・追加）申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに登録を受け、登録通知書の写しを提出しなければならない。

なお、指名通知の日は別表①の日を予定する。

・登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門に係る補償業務管理者。
・社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第3条に掲げる土地評価部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

(5) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

予定主任担当者は、平成12年度以降完了した以下に示す同種業務において、1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

同種業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、土地評価部門に係る補償業務。

(6) 配置予定主任担当者の手持ち業務量に関する要件

① 平成22年6月4日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年6月4日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

② 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の1) から4) までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

1) 当該配置主任担当者と同等の同種業務実績を有する者
2) 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
3) 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

③ 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任担当者とは別に、以下の1) から4) までのすべての要件を満たす担当技術者を１名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定担当技術者の経歴等」及び「予定主任担当者の同種業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

1) 配置予定主任担当者と同等の同種業務実績を有する者
2) 配置予定主任担当者と同等の技術者資格を有する者
3) 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における主任担当者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者
4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

①再委託の内容が、主たる部分の場合。

②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(8) 参加表明者のその他の要件

参加表明者は、次の事項に該当しないこと。

①平成22年度単価契約多治見砂防国道事務所砂防事業鑑定評価業務（その１）を受注した場合。

5．担当部局

〒507-0023　岐阜県多治見市小田町４丁目８－６

国土交通省　中部地方整備局　多治見砂防国道事務所

①経理課：契約手続き及び参加表明書に関すること。

電　話　0572-25-8021　ＦＡＸ　0572-25-7997

メールアドレス：keitajim@cbr.mlit.go.jp

6．参加表明書の提出期間、提出先及び方法

(1) 電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、1部を持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。電送又は電子メールは受け付けない。

提出期間：別表②のとおり。

提 出 先：5．と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書の容量が3ＭＢを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（着信を確認すること。）で提出すること。郵送又は電送で提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送又は電送にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

①郵送又は電送する旨の表示

②郵送又は電送する書類の目録

③郵送又は電送する書類のページ数

④発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

・一太郎 2007　以下

・Microsoft　Word2002　以下

・Microsoft　Excel2002　以下

・その他アプリケーション　PDFファイル　Acrobat6.0　以下

画像ファイル　JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル　LZH形式
留 意 点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

(2) その他
①参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
②提出された参加表明書は、返却しない。
③分任支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
④提出期間以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
⑤参加表明書に関する問い合わせ先・・・５．と同じ。

7．入札参加者を指名するための基準
(1) 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、７．(2)「入札参加者を選定するための基準」に示すとおり、参加表明者並びに予定主任担当者の経験及び能力等を勘案し、10社程度指名する。
なお、指名通知の日は別表①を予定する。

(2) 入札参加者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点			評価ウエート
			判断基準	
基本事項（企業）	業務実績	平成17年度以降の業務成績	過去4年間の中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、過去4年間の中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の平均点が60点以下の場合及び過去4年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種業務の受注実績が無い場合は、加点しない。 ①中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上 ②中部地方整備局発注業務における平均点が70点以上75点未満 ③以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上70点未満 ・過去4年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合	7

			で、過去4年間に他機関における同種業務の実績がある場合 ④以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満 ・過去4年間において、中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績及び他機関における同種業務の実績が無い場合	
	企業信頼度（優良表彰）	平成18年以降の業務優良表彰の有無	下記の順位で評価する。 ①中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績がある。 ②他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績がある。 ③優良表彰の受賞実績がない。	5
	営業拠点	営業拠点等の所在地	下記の順位で評価する。 ①岐阜県多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市、可児市、可児郡御嵩町、長野県木曽郡南木曽町、木曽郡大桑村、木曽郡上松町に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する。 ②その他	5
	補償コンサルタント登録	業務に関連する部門のコンサルタント登録の有無	下記の順位で評価する。 ①土地評価部門の登録がある。 ②上記に該当しない。	5
	企業信頼度（指名停止等）		参加表明書提出日において以下の期間内に処分を受けている場合、評価点を減じる。 ①該当しない。 ②以下のいずれかに該当する。 ア）営業停止又は指名停止期間満了後6ヶ月 イ）文書注意措置後2ヶ月 ウ）口頭注意措置後1ヶ月	－5
基本事項（技術者）	業務実績	平成17年度以降の業務成績	過去4年間の中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、過去4年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の平均点が60点以下の場合及び過去4年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種業務の受注実績が無い場合は、加点しない。 ①中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上 ②中部地方整備局発注業務における平均点が70点以上75点未満 ③以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60	7

			点以上70点未満 ・過去4年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種業務の実績がある場合 ④以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満 ・過去4年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績及び他機関における同種業務の実績が無い場合	
	技術者信頼度（優良表彰）	平成18年以降の優良表彰の受賞の有無	以下の順位で評価する。 ①中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績有り ②他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績等がある。 ③優良表彰の受賞実績がない。	5
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	

8．非指名理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。なお、紙入札方式による参加者には書面により通知する。

(2) 上記 (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当に対して非指名理由について説明を求めることができる。

(3) 上記 (2) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。

(4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

①受付場所：５．と同じ。

②受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

9．入札説明書に対する質問

(1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はＡ４判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びＦＡＸ番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先　：５．と同じ。

②質問の受付期間：別表③のとおり。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所：多治見砂防国道事務所１階掲示板
②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
(1) 入札書の受付期間
別表④のとおり。(紙入札の場合も同じ。)
(2) 入札書の提出方法
入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により多治見砂防国道事務所経理課まで持参すること。
(3) 開札の日時及び場所
別表⑤のとおり。

11. 入札方法等
(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札執行回数は原則2回を限度とする。
ただし、場合によっては3回目を執行することがある。
なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

12. 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金　免除。
(2) 契約保証金　免除。

13. 開札
開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14. 入札の無効等

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において４．に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

また、指名通知を受け、入札した場合においては、図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分を含む）の交付を受けていない場合には、入札を無効とする。

15. 落札者の決定方法

(1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。

(2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局ＨＰ（http://www.cbr.mlit.go.jp/「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等)」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(4)について実施するものとする。なお、(1)及び(2)については、予決令第86条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

(1) 配置予定主任担当者の制限

配置予定主任担当者の制限について、次の①及び②を実施するものとする。なお、①により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

① 本業務の配置予定主任担当者としての要件を満足し、過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における主任担当者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者

成績の平均点が75点以上である技術者を、配置予定主任担当者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置主任担当者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

② 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

1) 当該配置主任担当者と同等の同種業務実績を有する者
2) 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
3) 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。

また、損害補填の期間は、本業務に係る用地買収が完了するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任担当者と（1）①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任監督員による履行確認を行うものとする。

17. 契約書作成の要否等

用地調査等請負契約書により、契約書を作成するものとする。

18.支払条件　　前金払　無。　部分払　無。

19. 火災保険付保の要否　否。

20. 関連情報を入手するための照会窓口　　5．と同じ。

21. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－１～７、Ａ４判）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明者の業務拠点	・参加表明者は下記地域（※）のいづれかの業務拠点等を記載する。 ・記載様式は様式－２とする。 ※下記地域とは、岐阜県内、愛知県内、長野県木曽郡、飯田市、下伊那郡をいう。
参加表明者の補償コンサルタント登録の状況等	・補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づく登録状況を記載する。 ・記載様式は様式－２とする。
参加表明書の提出者の同種業務の実績	・参加表明者が過去に受注した同種業務成績を記載する。 ・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、１件とする。 ・記載様式は様式－３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚以内に記載する。 ・また、参加表明者が過去4年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合は、過去4年間に他機関から受注した同種業務の実績を様式－３－２に記載する。 ・なお、過去4年間に他機関から受注した同種業務の実績が様式－３と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－３と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。 ・記載する業務の件数は、1件とする。 ・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚以内に記載する。
配置予定主任担当者の経歴等	・配置予定主任担当者について、資格、経歴等を記載する。 ・手持ち業務は本業務の公示日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定主任担当者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・記載様式は様式－４とする。
配置予定主任担当者の同種業務の実績	・配置予定主任担当者が過去に従事した同種業務の実績及び業務成績を記載する。 ・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、１件とする。 ・記載様式は様式－５とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判1枚以内に記載する。 ・また、配置予定主任担当者が過去4年間に中部地方整備局発注業務におけ

	る補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合は、過去4年間に他機関から受注した同種業務の実績を様式－５－２に記載する。 ・なお、過去4年間に他機関から受注した同種業務の実績が様式－５と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－５と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載する必要はない。 ・記載する業務の件数は、１件とする。 ・記載する様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４判１枚以内に記載する。
優良業務表彰の有無	・参加表明書の提出者の過去4年間の優良表彰の有無について記載する。 ・予定主任担当者の過去4年間の優良表彰の有無について記載する。 ・記載様式は様式－６とし、優良表彰があった場合は、その写しを提出すること。
業務実施体制	・業務の分担について記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。 ・記載様式は様式－７とする。

(3) 業務実績を証明する資料及び配置予定主任担当者の資格証明書の写し

参加表明者が過去に受注した同種業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定主任担当者が過去に従事した同種業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任担当者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任担当者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定主任担当者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

また、配置予定主任担当者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

22. その他

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

(4) 参加表書の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、参加表明書に記載した予定主任担当者を当該業務に主任担当者として配置すること。主任担当者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(5) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分

から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

・電子入札施設管理センターホームページ　http://www.e-bisc.go.jp/

(6) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

(7) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク　電話03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ　http://www.e-bisc.go.jp/

・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、５．①へ連絡すること。

(8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(9) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

別表

①	指名通知の日	平成22年6月18日
②	参加表明書の提出期間	平成22年6月7日から 平成22年6月11日までの10時から16時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成22年6月7日から 平成22年6月18日までの10時から16時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
④	入札書の受付期間	平成22年6月24日10時00分から 平成22年6月25日16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成22年6月28日10時00分 多治見砂防国道事務所入札室

（別添）

（様式－１）

参 加 表 明 書

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
多治見砂防国道事務所長　今井　一之　殿

住　　所
電話番号
ＦＡＸ
会 社 名
代 表 者　　役職名　氏名　　(※印)
（※　紙入札方式の場合は押印すること）

平成22年6月4日付けで手続開始の公示のありました平成22年度木曽川水系馬場沢第１砂防堰堤土地評価に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条の規定する者でないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注）参加表明書として別添の様式－１から様式－７まで及び契約書の写しを提出してください。
なお、紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）の切手を貼った長３号封筒を、参加表明書と併せて提出してください。

（様式－２）

参加表明者

①営業拠点等の所在地				
②補償コンサルタント登録の状況等				
登録規程等の題名	登 録 番 号	登録年月日	変更年月日	登 録 部 門
	補　　－			○○部門
	補　　－			△△部門
	補　　－			□□部門
③中立性・公平性				
・資本面・人事面での関係（該当する番号に○を記載する。） １．有り　　２．無し				

※補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条1項に定める登録部門の登録状況を記載する。

※変更年月日は、新規若しくは更新登録を行った以降に、補償業務管理者を変更した場合に記載する。

※所在を証するものを添付すること。（パンフレット等）

（様式－３）

参加表明者の同種業務の実績

業務の分類	同種業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				

※業務分類には、該当する部門に○を記載する。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

（様式－３－２）

参加表明者の同種業務の実績

（中部地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載）

業務の分類	同種業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				

※業務分類には、該当する部門に○を記載する。

なお、他機関における過去4年間の同種業務の受注実績が様式－３と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－３と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

（様式－４）

配置予定主任担当者の経歴等

ふりがな ①氏名	②生年月日 才
③所属・役職	

④保有資格
（資格名、登録番号、取得年月日 ）

補償業務管理者（部門：○○○）、登録番号：　　、取得年月日：　　年　月　日
補償業務管理士（部門：△△△）、登録番号：　　、取得年月日：　　年　月　日
補償業務管理士（部門：□□□）、登録番号：　　、取得年月日：　　年　月　日
不動産鑑定士　　、登録番号：　　、取得年月日：　　年　月　日
その他（名称：　　）、登録番号：　　、取得年月日：　　年　月　日

⑤手持業務の状況（平成22年6月4日現在）、契約金　額500万円以上（ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。）

業務名 (TECRIS登録番号)	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計　　万円)

（様式－５）

配置予定主任担当者の同種業務の実績

業務の分類	同種業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				

※業務分類には、該当する部門に○を記載する。

※業務の概要等については、業務概要、又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

（様式－５－２）

配置予定主任担当者の同種業務の実績

業務の分類	同種業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				

※業務分類には、該当する部門に○を記載する。

なお、他機関における過去4年間の同種業務の受注実績が様式－５と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－５と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要等については、業務概要、又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

（様式－６）

優良業務表彰の有無

平成18年度から平成22年度の企業の優良表彰の有無（該当する番号に○を記載する）

１．有り　　２．無し

企業の優良表彰があった場合、以下を記載する。

（補償関係コンサルタント業務）

表彰年度	業務名	発注者	表彰者
○年度	○○年度△△△業務	○○事務所	局長又は 事務所長

注：優良業務の表彰があった場合、その写しを提出すること。

平成18年度から平成22年度の技術者の優良表彰の有無（該当する番号に○を記載する）

１．有り　　２．無し

技術者の優良表彰があった場合、以下を記載する。

（補償関係コンサルタント業務）

表彰年度	業務名	発注者	主任担当者	表彰者
○年度	○○年度△△△業務	△△事務所		局長又は 事務所長

注：優良業務の表彰があった場合、その写しを提出すること。

（様式－７）

・業務実施体制

分担業務の内容	備　　考

注１：業務の分担について記載するものとする。なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注２：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。